

質問事項

・質問事項のお問い合わせは、事務局までお願いします。

TEL 054-254-6303 / FAX 054-254-6294 E-mail bz799820@bz01.plala.or.jp

・11月28日(水)までに上記事務局までFAXまたはEメールにてご回答くださるようお願いいたします。

1. 障害者総合支援法について

私たちは障害者福祉は利用者負担なしで、全国共通の仕組みを作るべきだと考えています。この度、成立した障害者総合支援法には「視聴覚障害者の意思疎通支援事業」が含まれましたが、地域間格差や不十分な予算措置等の問題は依然として残ったままです。障害者総合支援法は施行後3年以内に検討事項と附帯決議の具体化を決めています。

今後の障害者総合支援法の見直しや拡充に対するご見解をお聞かせください。

障害者総合支援法は事実上の障害者自立支援法です。基本合意や「骨格提言」にそって障害者総合福祉法を実現します。障害者の福祉や医療を無料にすることは当然で、地域間格差をなくした全国共通のしくみをつくります。

2. 市町村等のコミュニケーション支援事業について

市町村では、手話通訳者、要約筆記者の派遣事業が必須事業とされていますが、派遣条件（利用条件）が自治体で異なる現状では、身体障害者手帳を持たない聴覚障害者、聴覚に障害のあるものと意思疎通の必要のあるものなど誰でもが自由に利用できる制度には至っておりません。また盲ろう者に対する通訳・介助者の養成、派遣事業が都道府県でも必須化されていません。

同じ国民でありながら、居住する市町村によって受けるコミュニケーション支援の範囲や内容が異なってしまう現状について、どのようなご見解をお持ちですか。

聴覚障害者にとりなくてはならない基本的な支援です。それにより、自治体の裁量による自治体間格差が生じていることは大きな問題です。身体障害者手帳所持を条件としない、必要とする人へ使える包括的な支援とならう。国は十分に予算を配分すべきです。

3. 意思疎通支援従事者（手話通訳者等）派遣事業で、派遣の連絡調整業務を遂行するコーディネーターの役割は非常に大きなものがありますが、この設置が義務化されていないこと、専門性の高い意思疎通支援従事者および派遣コーディネーターが市町村、都道府県で身分保障の根幹となる報酬が保障されていない現状をどうお考えですか。

コーディネーターの役割は非常に大きいです。そこで意思疎通支援従事者や派遣コーディネーターは設置を義務化し、専門性が高く役割が大きいことにより報酬を保障すべきです。

4. 行政機関では、聴覚障害者が自分の希望するコミュニケーション手段を使つてのサービスの提供を受けるに至っていない現状があります。国民である以上、障害の有無にかかわらず行政のサービスを受けられるべきであり、それを提供する義務が行政機関にはあると考えます。例えば、情報アクセスのバリア解消のため、都道府県市町村の福祉事務所等に手話で相談できるケースワーカー等の相談員の配置や地方自治体の窓口における筆談対応の職員研修、手話のできる職員の配置等を推進する必要があると思います。行政機関におけるアクセシブルな情報提供について、どのようなご見解をお持ちですか。

いすれも不可欠な行政機関の情報提供です。公的機関へ先頭に立って
アクセシブルな情報の提供を 起こすことは当然実施されるべきものです

5. 政見放送への手話通訳、字幕の挿入の義務化、選挙時の情報保障について

5-1) 次回の参議院選挙比例代表に字幕付与の方針であるものの、現在は公職選挙法により、総選挙比例代表区、参議院選挙区は字幕付与もなく、総選挙小選挙区には字幕付与も手話通訳も政党持込みビデオで政党の任意に任されています。なお、知事選挙には、手話通訳の付与は実現しておりますが、字幕がありません。

国民でありながら候補者を選ぶ権利、参政権を行使するための情報の入手が制限されている状況を、貴党はどのようにお考えか、見解をお聞かせ下さい。

5-2) また、このたびの選挙において、政見放送、個人演説会、選挙公報など政見を訴える場面において、手話通訳、字幕、要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助等の聴覚障害者・盲ろう者に対する情報保障を実施されますか？

5-1) について

参政権を行使するための情報入手の制限は、憲法に反する事態です。早急に公職
選挙法を改正すべき。障害者権利条約の批准や「意見書」に基き障害者差別

5-2) について 禁止法の制定を求める立場から 参政権などの保障は当然です

小選挙区の持込みビデオにおいて、党は責任をもち手話通訳と字幕の付与を実施している

6. 障害者差別禁止法について

現在、障害者差別禁止法の制定についての「差別禁止部会」の提言が出されています。提言では、社会の理解を深めるために「差別」の定義と身近な調停・相談機関の設置など紛争解決の仕組みが必要としています。「合理的配慮の不提供」や「不均等待遇」を差別とするよう求めています。

障害者差別禁止法の制定についてご見解をお聞かせください。

障害者権利条約の批准をすすめる上で 実効性のある障害者差別禁止法の制定が
不可欠です。総合支援法では、総合福祉部会による骨格提言がほとんど
反映されず、当事者の怒りを呼びました。そうした暴挙をくりかえすことと
差別禁止部会へ 求めた「意見書」に基きた法案が提出されるよう求めます

7. 情報・コミュニケーションを保障する法律・制度の必要性について

障害者福祉以外に医療、福祉全般、教育、司法、就労、放送・通信など社会のあらゆる分野で障害者の情報アクセスやコミュニケーションを保障する法制度は、聴覚障害者の生命や社会参加を保障するという重要性にも関わらず、確立していません。聴覚障害者のみならず他の障害者を含めた全国民に必要な仕組みとして情報アクセス・コミュニケーション保障を定めた法律が必要であると考えます。

このことについて、どのようにお考えか見解をお聞かせください。

障害者権利条約のみならず「表現および意見の自由ならび情報の利用の機会」や
障害者基本法改正による付帯決議で記載されていることから、
情報アクセス・コミュニケーションを保障する法律は必要です。

8. その他

障害者施策について、特に取り組みたいとされていることをお聞かせください。

障害者権利条約の批准をすすめるためにも「基本合意」「骨格提言」にもとづく
障害者総合福祉法を制定することです。社会負担は大きく福祉や医療を
無料にして、障害者のくらしと権利を守ります

ご協力ありがとうございました。

政党名	ご氏名	選挙区
日本共産党	おおは 桃子	静岡 5区